

# 情報ファイル

## INFORMATION

### 税



#### 個人住民税の 寄附金控除の対象が 拡充されました

これまでの寄附金控除の対象である都道府県・市区町村、住所地の都道府県共同募金会、住所地の日本赤十字社支部に加え、所得税で寄附金控除の対象となつている寄附金のなかから、都道府県・市区町村が条例で指定することにより、個人住民税の寄附金控除が受けられることになりました。(法人の主たる事業所を県内に有するものに限ります。)

所得控除方式から税額控除方式、控除対象となる寄附金限度額が総所得金額等の30%、適用下限額が5千円となり、都道府県市町村に寄附した場合「ふるさと納税」として所得税と合わせて5千円を引いた残りの額につき控除が受けられます。

申告につきましては、3月16日(月)までに寄附受理通知書をもとに確定申告をしてください。確定申告をしない人は「市・県民税寄附金税額控除申告書」を提出することで住民税での控除

を受けることができます。  
条例で指定する寄附金

- ①公益法人に対するもので財務大臣が指定した寄附金
- ②独立行政法人に対する寄附金
- ③地方独立行政法人に対する寄附金
- ④自動車安全運転センターなどの一定の特殊法人に対する寄附金
- ⑤公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金
- ⑥一定の要件を満たす学校法人に対する寄附金
- ⑦社会福祉法人に対する寄附金
- ⑧更生保護法人に対する寄附金
- ⑨一定の要件を満たす特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- ⑩国税庁長官の認定を受けた特定非営利活動法人に対する寄附金

#### 問合せ先

問合先  
 市地域政策グループ  
 ☎52-1111 (内線246・247・253)

#### 国民健康保険税 第8期納期限は 3月2日(月)です

国民健康保険税(国保税)は、皆さんの医療費の支払いに充てられる目的税です。納期限内に納めていただかないと、国民健康保険事業の運営に支障をきた

すこととなります。かならず納期内に納めましょう。

国保税を納めるには口座振替が便利で安心です。納期ごとに金融機関に向いて国保税を納める必要がなく、預金口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れがありません。

申込用紙は、金融機関が市民窓口グループにあります。通帳と通帳に使用している印鑑をお持ちになって手続きをしてください。

なお、口座振替をご利用の方は、残高をご確認ください。  
 問合せ先  
 市民窓口グループ  
 ☎52-1111 (内線216・261)

### 定額給付金の給付をよそおった「振り込め詐欺」にご注意!

「定額給付金」については、住民のみなさんへのご連絡や給付を行う段階ではありません。具体的な給付の方法などが決まりしだい、速やかに広報します。

- このため、「定額給付金」に関して、
- ・市がATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。
  - ・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
  - ・市が、「定額給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
  - ・現時点で、市が住民のみなさんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは絶対にありません。

#### 問合せ先

☎52-1111 市地域政策グループ(内線351)  
 市民生活グループ(内線269)

### 中部国際空港・三河安城駅へは 便利な路線バスをご利用下さい



#### \*三河高浜駅前(西口)発時刻

中部国際空港行き	6:11	6:56	9:11	10:41	12:11
	13:41	15:21	16:41	18:46	
=中部国際空港までの所用時間(最速)39分=					
三河安城駅前行き	9:21	11:03	12:26	14:11	15:26
(△は南安城駅行き)	17:11	19:31	△21:11	△22:21	

#### \*高浜神明前 発時刻

中部国際空港行きは、三河高浜駅前発の5分前  
 三河安城駅前行きは、三河高浜駅前発の5分後  
 知多乗合(株) ☎0569-21-5234